

ど爲給ひけるが、上に云へるごとく、明る三年は天皇仁不念ましけるによりて行はれず、遂に崩給ひ、文徳天皇御世を嗣ましくて、明る仁壽元年の正月は、諒闇に坐ましければ行ひ給はず、その明る二年に、其式を相繼て行はれたるなり、故其事を載らる、御世の始なれば、覽青馬助陽氣也と、其覽給ふ謂を記して、賜宴群臣如常と言分て記され、此日賜宴の事は舊儀にて、青馬をあらず、それよりうち連續て行はれたる事を、年々載られたるをもて知るべし。略申 青馬は、儀式の青馬儀の條の宣命に、常毛見留、青岐馬見太萬閉退止爲氏奈毛云々、弘仁内裏式、内裏儀式、延喜式等に載られたるも同じくて、略申 そは或は葦毛とも云ふ毛色とぞきこへたる、和名抄に爾雅注云、菱雖今按、俗云、葦毛是也、吐敢云、青白如菱色也とある毛色にて、白馬毛付奏文にも、葦毛と書例なるをもおもふべし。略申さてその青といひ、葦毛ともいふ毛色を、又或は青鷺毛ともいへり、其は新撰六帖の歌に、あを馬を題にて、右京權大夫源信實朝臣、見渡せばみなあをさぎのけつるめを引つゝけたるうま司かな、とよまれたるをもて知るべし。略申然るを後の御世となりて、青馬を白馬に更て覽し給ふ事となれり、其は醍醐天皇の御世、延長の末の方よりの事なるべし、然稽へたる由は、延喜五年八月詔ありて、延長五年十二月に撰集して奏進られたる延喜式に、正月七日青馬云々、また青馬二十疋、自十一月一日至正月七日半分飼之とあるに、紀貫之朝臣の延長八年正月、土佐守に任されて彼國に下り、京を發たまへる日頃は詳ならず任畢て上京の時の、土佐日記承平五年正月七日の條に、略申 今日はあをむまなどおもへどかひなしたゝ波の玄ろきのみぞ見ゆると、書れたるをおもへば、延長八年の頃には、其儀の名目にはなを青馬と唱へながら、既に白き馬を換用ひ給ひたりし事決し、然るに延喜式撰ばる、時既に白馬を用ひられたらむには其馬をさして青馬と書るべき謂なし、云と記し給へる事、上に引たるがごとし云々、かれば延長六年七年八年の三年が間にぞ更へられたりけむ、さらすば延喜の末の方より更られたりけるを、式撰集の間、既に舊式を